

## 貯金規定の一部改訂について

御殿場農業協同組合では、A T Mの機能拡充により当組合が提携した県外の農業協同組合（一部を除く）の現金自動預入支払機での通帳入金と、総合口座通帳への定期口座開設及び定期の受入が可能となりましたので、各種貯金規定の取扱店の範囲等を平成28年7月4日より一部改訂することといたします。

御殿場農業協同組合では、今後ともご利用者様の利便性向上につとめてまいります。

### 【対象となる貯金規定】

- ① 普通貯金規定
- ② 普通貯金無利息型（決済用）規定
- ③ 総合口座取引規定
- ④ 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ⑤ 貯蓄貯金規定
- ⑥ スーパー定期貯金規定（単利型）（複利型）
- ⑦ 自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）（複利型）
- ⑧ 期日指定定期貯金規定
- ⑨ 自動継続期日指定定期貯金規定
- ⑩ 変動金利定期貯金規定（単利型）（複利型）
- ⑪ 自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）（複利型）
- ⑫ 定期積金規定
- ⑬ 積立式定期貯金規定
- ⑭ スーパー定期貯金（メリットツー）規定

### 【改訂内容の一部抜粋】

総合口座取引規定には、以下のとおり取扱いが可能となる旨を追加しました。

#### （取扱店の範囲）

- (1) 普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合においても、普通貯金への預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。
- (3) 定期貯金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。

（注）対象となる貯金規定の改訂内容の詳細については、窓口にお問い合わせ下さい。

※ 一部改訂後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

## 貯金規定の一部改正について

御殿場農業協同組合では、振り込め詐欺、ヤミ金融事犯（出資法違反）、利殖勧誘事犯（未公開株等の取引勧誘）等（以下、「犯罪利用口座」といいます）、犯罪に利用される懸念のある口座開設の未然防止、犯罪に利用された（その疑いが強い場合を含む）口座の排除を進めております。

今般、犯罪利用口座の排除を有効に行えるよう、以下の貯金規定に強制解約条項を追加し、平成27年4月1日より一部改正することといたします。

御殿場農業協同組合では、今後とも犯罪利用口座の排除につとめてまいります。

### 【対象となる貯金規定】

- ① 普通貯金規定
- ② 普通貯金無利息型（決済用）規定
- ③ 総合口座取引規定
- ④ 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ⑤ 貯蓄貯金規定
- ⑥ 納税準備貯金規定
- ⑦ J AプラスL取引規定

### 【改正内容】

犯罪利用口座に対する強制解約条項の追加。

これまで、次の①～③の一つでも該当した場合には、当組合は貯金取引の停止し、または貯金者に通知することにより貯金口座を解約することとしておりました。

今回、④の要件を加え、犯罪利用口座の排除を促進していくこととなりました。

- ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この貯金の貯金者が前条<sup>(注)</sup>第1項に違反した場合
- ③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

(注) 総合口座取引規定・総合口座（普通貯金無利息型）取引規定については、前条を第17条、J AプラスL取引規定は第18条に読替えてください。

※ 一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。